

公布された条例のあらまし

○佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（条例第 18 号）

1 佐賀県県税条例の一部改正

- (1) ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税について見直すこととした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 47 条関係）
- (2) 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を 4 年延長することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の附則第 5 条の 6 関係）
- (3) 不動産の取得に係る申告について、不動産登記法第 18 条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合の規定を加えることとした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 61 条関係）

2 佐賀県県税条例等の一部を改正する条例附則第 5 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第 1 条第 7 号に掲げる規定による改正前の佐賀県県税条例の一部改正

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例附則第 5 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第 1 条第 7 号に掲げる規定による改正前の佐賀県県税条例について、所要の改正を行うこととした。

3 地方活力向上地域における県税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正

地方活力向上地域内における県税の課税免除又は不均一課税について、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って当該認定を受けた日から同日の翌日以後 3 年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設した認定事業者を対象とすることとした。

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

6 所要の経過措置を定めることとした。